

**少額随意契約工事等における現場代理人の専任義務緩和
(平成23年6月1日改正)における具体的な対応について**

平成23年6月1日に改正した少額随意契約における現場代理人の専任義務緩和における具体的な対応について下記の通りとする。併せて、工事現場が点在する発注工事における現場代理人の対応も同等とする。

記

- 1 いずれかの工事現場に駐在又は巡回し、すべての工事現場の運営等に支障のない状態を確保すること。
- 2 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれる体制を確保すること。
- 3 発注者又は監督員が工事現場で立会等を求めた場合には、速やかに実行のできる体制を確保すること。

参考（平成23年6月1日付改正文）

これまで、工事請負契約については、全て現場代理人には常駐義務があり、当該工事に専任となる扱いとしていましたが、受注者の技術者配置の負担を軽減するため、少額随意契約（予定価格130万円以下で見積合わせをするもの）での工事請負契約分については、現場代理人の専任義務を緩和します。ただし、同一現場代理人で請負契約を締結できる少額随意契約の件数の上限は3件とします。

【例1】 同一現場代理人の兼務が認められる場合

対象工事	少額随意契約・A工事	少額随意契約・B工事	少額随意契約・C工事
現場代理人	現場代理人・米子太郎	現場代理人・米子太郎	現場代理人・米子太郎

【例2】 同一現場代理人の兼務が認められない場合

対象工事	入札による契約・A工事	少額随意契約・B工事	少額随意契約・C工事
現場代理人	現場代理人・米子太郎	現場代理人・米子太郎	現場代理人・米子太郎

※ 入札による工事請負契約では現場代理人には常駐義務があり、少額随意契約分を含む他の工事には従事できないため。